

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号	171	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

児童相談所と里親支援センター間の守秘義務規定の除外の明記

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

児童相談所と里親支援センター間で情報共有することに関しては、児童福祉法に規定する両者の守秘義務から除外されていることを通知等で明記すること。

具体的な支障事例

児童福祉法第 61 条では、児童相談所職員が正当の理由なく、その職務上取り扱ったことについて知得した人の秘密を漏らした場合の罰則を規定している。
また、同法第 11 条第5項では、都道府県知事が里親に関する業務を委託する者の守秘義務を規定している。一方、児童相談所と連携して里親に関する業務を行う里親支援センターは、国が定める設置運営要綱で里親等及び里子等並びに里親になろうとする者に関する情報を児童相談所から積極的に取得し、共有することとされている。
児童福祉法の規定に基づき家庭養育を推進するにあたり、里親支援センターの活用は有効な手段であり、児童相談所と里親支援センターとの間での情報共有が必要になるところ、個人情報に関する守秘義務の規定が内面的な障壁となり、児童相談所と里親支援センターでの情報の共有を積極的に進めにくい状況がある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

児童相談所職員が里親希望者への訪問やヒアリングをする際に、個人の成育歴や財産状況までも把握しなければならないので、民間事業者である里親支援センターを同席させにくい状況がある。
また、児童相談所における里親と児童の組み合わせを検討する会議では、里親と児童の性格や特性にまで言及する必要があるため、民間事業者である里親支援センターを会議に参加させにくい状況がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提案の実現により、児童相談所と里親支援センターでの情報共有が進み、児童福祉行政の充実につながる。

根拠法令等

児童福祉法第 11 条第5項、同法第 61 条、里親支援センター設置運営要綱6(2)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、花巻市、宮城県、さいたま市、養父市

○提案の実現により、児童相談所と里親支援センターでの情報共有が進み、児童福祉行政の充実につながる。
○個人情報保護法上、個人情報を取得した利用目的の範囲内であれば提供は可能とされているものの、里親の相談内容の情報など目的の範囲内か否かを切り分けることが難しく、慎重な判断をせざるをえない。当県においては、里親の同意を得て情報共有をしている。同意を得られない里親の情報が共有できず、里親支援センターによる適切な支援が困難な状況。この場合児童相談所による支援が中心になるが、同意した里親と比較して、支援が希薄になる可能性が高い。

各府省からの第1次回答

里親支援業務を実施する上で、児童相談所と里親支援センター間の積極的な情報共有等の連携は重要である。里親支援業務で知り得た情報については、里親等の個人情報も多く含まれており、里親等の権利の保護の観点から、児童福祉法等において児童相談所職員や里親支援センターの業務を委託した者には当該業務で知り得た情報について守秘義務がかかることを規定しているが、里親支援業務の円滑かつ充実した実施のため、業務上必要な範囲内の情報については本人の同意がなくても情報共有することが可能である。
この点、児童相談所から里親支援センター等に対して里親等支援に当たり必要な情報を共有すること等については、「児童相談所運営指針（平成2年3月5日付け児発第133号厚生省児童家庭局長通知）」や「里親支援センター及びその業務に関するガイドライン（令和6年3月29日付けこ支家第185号こども家庭庁支援局長通知）」等において、既に自治体の皆さまにお示ししていることから、新たに通知を発出する必要性はないと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

関係府省からの御回答については、当県においても承知しているところである。しかし、「里親支援センター及びその業務に関するガイドライン（令和6年3月29日付けこ支家第185号こども家庭庁支援局長通知）」においては、Ⅵ業務の実施方法の項目において、個別の事業において児童相談所と里親支援センター間で必要な情報を共有すること等が可能であることが示されているが、両者間の情報共有が包括的に児童福祉法に規定する両者の守秘義務から除外されていることまでは明記されていない。このことが児童相談所職員や里親支援センター職員の内面的な障壁となり、児童相談所と里親支援センターにおいて情報共有を積極的に進めにくい状況が生じている。
今回の回答において、「里親支援業務の円滑かつ充実した実施のため、業務上必要な範囲内の情報については、本人の同意がなくても情報共有することが可能である。」との回答をいただいているが、類似の支障は他団体も抱えていることが推察されることから、広く周知する意味で上記の支障を踏まえた通知の発出を求める。
例えば、児童虐待防止法では、第5条第4項において、「前項の規定をその他の守秘義務に関する法律の規定は、第2項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するように努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。」と規定している。今回、少なくとも通知において、里親、里子、実親に関する情報についても、このように明示されるならば、児童相談所と里親支援センターとの連携を現場において、より進めやすくなると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

里親支援業務を実施する上で、児童相談所と里親支援センター間の積極的な情報共有等の連携は重要である。一方で、里親支援業務で知り得た情報の中には里親等の個人情報も多く含まれており、それを何の制限もなく提供できるとなってしまうと、当該里親等の権利を害する恐れがあるため、児童福祉法等で児童相談所職員や里親支援センターの業務を委託した者には当該業務で知り得た情報について守秘義務がかかることを規定している。
しかし、業務上知り得たあらゆる情報を提供してはならないとなってしまうと、里親支援業務の円滑かつ充実した

実施が困難になってしまうため、業務上必要な範囲内の情報については本人の同意がなくても情報共有することは可能である。

このことについては、「児童相談所運営指針（平成2年3月5日付け児発第 133 号厚生省児童家庭局長通知）」や「里親支援センター及びその業務に関するガイドライン（令和6年3月 29 日付けこ支家第 185 号こども家庭庁支援局長通知（別添）」等において、既に自治体の皆さまにお示ししているところである。

また、どのような情報が児童福法等の守秘義務の例外に当たるかは個別のケースによって異なるため、国として具体的にお示しすることは困難である。

したがって、児童相談所と里親支援センター間の積極的な情報共有を行っていただくよう既に周知しているところであり、里親支援事業で知り得た情報をどこまで共有するかについて国が一律にお示しすることは困難であり、各自治体内で調整いただくことが望ましいと考えており、新たに通知を発出する必要性はないと考えているところではあるが、状況に応じて検討してまいりたい。

令和 7 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 7 年 12 月 23 日閣議決定）記載内容

4【こども家庭庁】

（2）児童福祉法（昭 22 法 164）

（vi）児童相談所（12 条 3 項）及び里親支援センター（44 条の 3 第 1 項）との間における個人情報等の情報共有の在り方については、児童相談所や里親支援センターの事務の負担軽減や円滑化に資するよう、地方公共団体からの相談に応じる。